

小樽市マンホール蓋のデザインの使用に関する取扱要綱

<目的>

第1条 この要綱は、小樽市マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定め、もってデザインの適正な活用を図り、本市の下水道に対する市民等の理解と関心を高めることを目的とする。

<定義>

第2条 この要綱のデザインとは、別図1及び2に定めるものをいう。

<使用承認の申請>

第3条 デザインを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、小樽市マンホール蓋のデザインの使用申請書（別記様式第1号。以下「使用申請書」という。）を小樽市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本市が使用する場合
- (2) 官公署又は公共的団体が公共目的で使用する場合
- (3) 報道機関等が報道又は広報の目的で使用する場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、管理者が特に認めた場合

<使用申請の手続>

第4条 使用申請者は、使用申請書を提出する場合は、次の各号に定める書類を添付しなければならない。その内容に変更が生じたときも、同様とする。

- (1) 企画書等デザインの使用内容が分かるもの
- (2) その他管理者が必要と認める書類

<使用申請者の責務>

第5条 使用申請者は、デザインの使用申請に係る物品、商品、製作物等（以下「物品等」という。）について、第三者との間に知的財産の権利に関する紛争が生じたときは、自らの責任において解決を図るものとする。

<使用承認の制限>

第6条 管理者は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用を承認しないことができる。

- (1) 本市の下水道のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げになるおそれがある場合
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に利用する場合
- (3) 法令又は公序良俗に反する場合

(4) 前各号に定めるもののほか、管理者が不適当と認める場合

＜使用承認書＞

第7条 第3条の使用申請書に基づくデザインの使用承認(以下「使用承認」という。)は、小樽市マンホール蓋のデザインの使用承認書(別記様式第2号。以下「使用承認書」という。)をもって行うものとする。

＜第三者に対する承認＞

第8条 管理者は、既に使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)に係る物品等と同一又は類似の物品等について、使用者以外の者から使用申請書の提出があったときは、承認をすることができる。この場合において、使用者は、管理者に対して、当該承認について何らの異議を述べることはできない。

＜権利設定の禁止＞

第9条 使用者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

2 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザインを利用する権利を付与するものではなく、かつ、使用者や物品等について本市の推奨を行うものではない。

＜使用に際しての遵守事項＞

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認書に記載された使用目的、使用内容、使用期間のとおり使用し、管理者の指示する使用条件に従うこと。
- (2) デザインは、この要綱に定められた形状を正しく使用すること。
- (3) 当該使用承認に係る物品等の完成見本を速やかに管理者に提出すること。ただし、完成見本の提出が著しく困難なものについては、写真その他の方法をもって代えることができる。

＜承認の取消＞

第11条 管理者は、デザインの使用がこの要綱及び当該使用承認の内容に違反していると認められるときは、当該使用承認を取り消すことができる。

＜補 則＞

第12条 この要綱に定めるもののほか、デザインの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成された用紙がある場合は、当分の間、これに必要な訂正を加えた上で使用することができる。